

平成 29 年度広島県献血推進計画

広島県

(平成 29 年 3 月 23 日策定)

目 次

第1節 平成29年度に献血により確保すべき血液の目標量	1
第2節 目標量を確保するために実施する事業	1
1 献血に関する普及啓発活動の実施	1
(1) 「愛の血液助け合い運動」などの実施	
(2) 献血推進功労者への表彰	
(3) 広島県献血推進審議会への諮問	
(4) 若年層の献血への理解を深めるための普及啓発	
(5) 集団献血の推進	
(6) 複数回献血者対策	
2 献血推進組織の育成に関する事項	3
(1) 市町献血推進担当者研修会などの開催	
(2) 献血推進組織の活動支援	
3 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応	3
4 災害時などにおける献血の確保に関する事項	3

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第4項により、次のとおり平成29年度の献血の推進に関する計画を定める。

第1節 平成29年度に献血により確保すべき血液の目標量

県は、平成29年度に48,404リットルの血液を献血により確保する必要がある。この目標を達成するためには、118,537人の献血が必要である。

献血区分	献血者数 (人)	献血ルーム(人)			移動 献血車 (人)	血液の 目標量 (L)	H28年度 目標量 (L)
		紙屋町	本通	福山			
全 血 獻 血	200mL 献血	2,207	878	947	12	370	441
	400mL 献血	72,059	6,861	10,173	1,926	53,099	28,824
成 分 獻 血	血漿成分献血	17,878	8,960	5,734	3,184		8,581
	血小板成分献血	26,393	13,301	10,281	2,811		10,557
計		118,537	30,000	27,135	7,933	53,469	48,404

第2節 目標量を確保するために実施する事業

県は、血液製剤の国内自給を確保することを基本とし、将来的に安定した供給が行える体制を維持するため、市町及び採血事業者など関係者の協力を得て広く県民に献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を求め、より多くの県民から献血への参加を得るために次の事業を実施する。

1 献血に関する普及啓発活動の実施

(1) 「愛の血液助け合い運動」などの実施

○ 県は、献血量を確保しやすくなるとともに、感染症のリスクを低減させるなどの利点がある400mL献血と成分献血の推進及び普及を図るため、各関係団体と協力して次の期間中にキャンペーンを実施する。期間中には、ポスター、チラシなどの作成・配布やテレビ、ラジオ、県広報誌、県ホームページ等各種メディアによる広報活動を行う。

- ・7月1日～7月31日 「愛の血液助け合い運動」
- ・1月1日～2月28日 「はたちの献血」 キャンペーン

- 広島県赤十字血液センター（以下「センター」という。）など各関係団体が実施するイベントやキャンペーンについて、県民への広報活動などに積極的に協力する。

(2) 献血推進功労者への表彰

県は、県民運動としての献血推進を図るため、献血推進に功労のあった団体及び広島県献血推進ポスター募集の入賞者などに対して表彰を行う。

(3) 広島県献血推進審議会への諮問

県は、翌年度の広島県献血推進計画をはじめ、献血思想の普及啓発、健全な血液需給の促進及び献血組織の育成などの血液事業の適正な運営を推進するための施策について、広島県献血推進審議会へ諮問し答申を得る。

(4) 若年層の献血への理解を深めるための普及啓発

<若年層一般対象>

- センターなど各関係団体が実施する体験学習会を積極的に活用してもらえるよう情報提供を行うとともに、献血推進活動を行うボランティア組織と連携を図る。
- 学生献血推進ボランティア等の協力を得るとともに、献血について国が作成した献血推進キャラクターを活用した広報活動を実施する。
- 献血啓発、促進に係るグッズの作成に際しては、単なるパンフレットや文房具に限らず、若者が好む表現や物品を検討する。また、インターネット等を含む様々な広報手段を用いて、気軽に目に触れる機会を増やす。

<高校生対象>

- 200mL献血については、将来の献血基盤となる高校生など若年層の初回献血を中心に推進することとし、教育委員会とも連携しつつ、献血や血液製剤に関する理解を促す資材を作成、配布するとともに、センターと協力して血液及び献血についての正しい知識の普及啓発を行う。

<中・高生対象>

- 県内の中・高校生を中心センターが行う「献血セミナー」について、教育委員会と連携しその普及に努める。
- 献血への関心を高めるため、献血の普及啓発用ポスターの図案を募集する。

<小学生対象>

- 幼い時期から献血に関する知識を持たせるため、小学生向けに血液センターの見学会や出前講座などを行い、献血に触れる機会を積極的に設ける。

(5) 集団献血の推進

- センターにおける献血推進活動の展開に際し、センターと連携して職域団

体や学校等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。

- 職域団体等に対して、特に20歳代から30歳代までの勤労者の献血促進について協力を求める。

(6) 複数回献血者対策

- 献血者に対して次回の献血を促す資材の作成、配布等、複数回献血への呼びかけ等に協力する。
- 低血色素で献血できなかった方に対して、健康管理や食事に関する啓発など次回献血を促すサービスの提供を図る。

2 献血推進組織の育成に関する事項

(1) 市町献血推進担当者会議などの開催

県は、10月に「市町献血推進担当者会議」を開催するなど、市町や献血推進協力団体などの担当者との意見交換を積極的に行い、地域における献血推進活動のさらなる活性化を図る。

移動献血計画の策定に際しては、詳細な情報収集に努め、より多数の参加者が得られるよう取り組む。

(2) 献血推進組織の活動支援

本県では、市町献血推進協議会が中心となって、地域における献血推進活動を積極的に行っている。

県は、市町献血推進協議会と協力して、県内各地域で開催されている行事と連動した献血のイベントを啓発資材の提供等を通じて積極的に支援し、職域を含む献血組織の新規拡大と献血の普及啓発を行う。

また、移動献血の日程の周知に際して、市町広報誌やホームページへの掲載の要請や地域組織内の周知活動に使用するチラシ作成などの支援を行う。

3 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

県はセンターと連携して赤血球製剤等の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、早急に必要な対策を講じる。

赤血球製剤等の在庫不足が予想されるなど緊急の場合には、職域団体や学校等へ献血への協力要請を行う。

4 災害時などにおける献血の確保に関する事項

県は、災害時などにおける血液の需要状況を踏まえ、継続的に安定供給が確保されるよう必要な措置を講じる。